

郵送による転出届の方法（ご案内）

手続き

A. 転出される方の中に、有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合

※引越後、14日を経過するとAの手続きはできません。Bによる手続きとなります。

1. 次の書類を下記送付先あて郵送してください。

転出届

本人確認ができる書類の写し（コピー）：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付証明であれば1点、顔写真のないものは2点以上（健康保険証、年金手帳、通帳など）

2. 転出届が受理された後、転入先市町村の窓口でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参し、転入届を行ってください。（転入届の特例）

その際、窓口において当該カードの暗証番号の入力が必要となります。

※転出届後、引越しの予定日から30日以内または引越した日から14日以内のどちらか早い日付までに転入届を行わないと、当該カードは失効します。

※宮代町に到着後すみやかに受理手続きを行います。受理がされていない段階では転入手続きは行えませんのでご注意ください。

不備がある場合など、受理できないことがあります。受理が完了しているか確認が必要な場合は、お問い合わせください。

B. 転出される方の中に、有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいない場合

1. 次の書類を下記送付先あて郵送してください。

転出届

本人確認ができる書類の写し（コピー）：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付証明であれば1点、顔写真のないものは2点以上（健康保険証、年金手帳、通帳など）

84円分の切手を貼った返信用封筒（返送先として新住所又は旧住所のいずれかをご記入ください）

2. 「転出証明書」が返送されてくるのをお待ちください。

3. 「転出証明書」が届いたら、それを持って転入先市町村の窓口において転入届を行ってください。

※転入届は、引越後14日以内に行う必要があります。（事前にはできません。）

■ マイナンバーカード



■ 住民基本台帳カード



注意事項

郵送で手続きが可能なのは転出届のみとなっており、転入・転居等は窓口で行う必要があります。

また、国民健康保険や福祉等の手続きが必要な方は、別途来庁が必要となることもあります。

送付先

〒345-8504
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号
宮代町 戸籍住民担当 行

問合せ

電話番号 0480-34-1111（内線312・313）
FAX 0480-34-3396